

第6次 東海市行政改革大綱

— 行政の「質の改革」の実現をめざして —

(平成25年10月策定)

東 海 市

目次

第1 行政改革推進の基本的な考え方

1	策定の背景	2
2	これまでの取り組み	3
3	推進計画、推進体制等	4
4	計画期間	5

第2 第6次東海市行政改革の基本方針

1	質の高い市民サービスの提供	6
2	市民とのパートナーシップの構築	6
3	行政資源の最適化の推進	6

(用語解説)	7
--------------	---

第1 行政改革推進の基本的な考え方

1 策定の背景

行政改革は、地方自治体の組織や運営を内外の変化に適応した姿（体制等）に変えることにより、質の高い市民サービスを円滑に提供して、市民満足度を高めていくための体制整備を目的とするもので、行政資源と地域資源の最適化への戦略的な取り組みの一つです。

具体的には、組織等の統廃合・新設、定員の適正管理、経費の適正配分、市とまちづくりの主体との役割分担のあり方、また、改革の原動力となる職員の意識改革・能力の向上などが対象となります。

東海市では、これまで社会経済環境の変化と市民が望むまちづくりに適切に対処するため、地域経営の視点に立った改革を積極的かつ継続的に進め、その結果として、市民満足度の向上と簡素で効率的・効果的な市政運営につなげてきました。

現在、我が国においては、成熟社会への移行と急速な人口減少、少子高齢化が進行しており、長期的な地域社会への影響が懸念されています。こうした現状とまちの将来を見据えて、本市では、女性が安心して子どもを産み、未来を支える子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるとともに、だれもが安心・安全でいきいきと元気に暮らせるまちづくりを進めて「東海市らしさの創造と市民の夢の実現」を目指しています。

人口減少など社会情勢の急激な変化のなかにあっても、人と人をつなぎ、市民の夢と希望を将来につなぐことができるように、市政運営をしっかりと支えて、質の高い市民サービスを適切に提供していくための行政の「質の改革」の実現を基本理念として、新たに東海市行政改革大綱を策定し、基礎自治体としての自立を確立し、市民の期待に応えていきます。

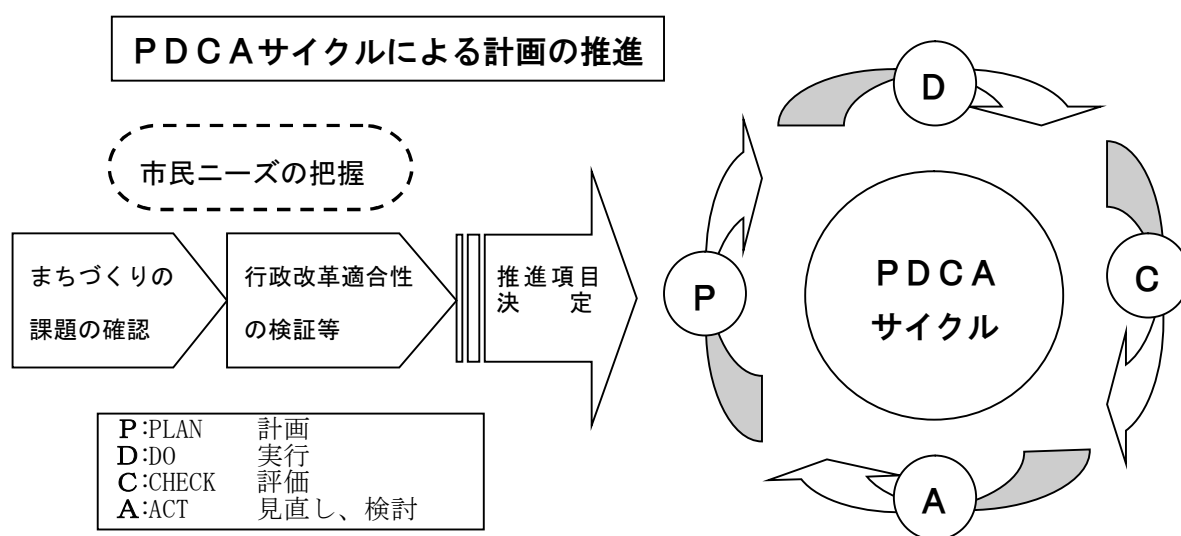
2 これまでの取り組み

区分	基本方針等	重点項目等
1次 S60.7		1 事務事業の見直し 2 組織・機構の簡素合理化 3 給与の適正化 4 定員管理の適正化 5 民間委託・OA化等事務改革の推進 6 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
2次 S63.8	高齢化への移行、高度情報化社会の到来など社会環境の変化に対応するため、より積極的な行革の推進を図る 基本方針・基本計画からなる大綱及び3箇年計画の行政改革推進計画の策定	1 事務事業の見直し 2 組織・機構の簡素合理化 3 給与の適正化 4 定員管理の適正化 5 民間委託・OA化等事務改革の推進 6 会館等公共施設の設置・管理運営の合理化
3次 H8.10	簡素で効率的な行政システムを確立するとともに、抜本的な改革を進めるため、住民代表として行政改革推進委員会を設置、推進状況の公表を実施	1 行政の簡素・効率化の推進 2 時代に対応しうる組織・機構の見直し、職員の能力開発の推進 3 行政の情報化の推進による行政サービスの向上 4 広域行政の推進
4次 H12.8	自主的・計画的な行政改革を推進していくため、地方分権、財政構造改革などを進め、地方自治の新時代にあふさわしい体質の強化を図る 1 社会経済の実態と乖離しないために変化への対応がとれた的確な行政 2 タテ割行政の弊害をおこさないための総合性の確保された行政 3 行政の肥大化をおこさないために簡素・効率化が図られた行政 4 閉鎖的組織とならないために信頼性の確保された市民全体の奉仕者としての行政 5 透明で責任の明確な行政	1 行政の簡素・効率化の推進 (1) 事務事業の見直し (2) 民間委託の推進 (3) 補助金の見直し 2 組織・定員管理等の適正化及び人材育成 (1) 組織の適正化 (2) 人事管理、定員管理及び給与の適正化 (3) 人材育成 3 行政サービスの向上 (1) 市民サービスの向上 (2) 行政の質の向上 4 広域行政の推進 5 市民参加・情報公開の推進
5次 H16.8	地方分権時代にふさわしい自立した行政体としてまちづくりを戦略的に推進していくため、限られた行政資源と地域資源を最適に活用し、市民の満足度を高めていくこと。そのため市と市民が連携と協力の下、行政管理や行政経営という考えから地域経営という視点での事務事業の効率化・合理化を始め行財政全般の構造改革を進める。 基本理念は、「協働と共創によるまちづくりシステムの構築をめざして」である。	1 地域経営の視点に立った市政運営 (1) 事務事業の見直し (2) 市と民間の役割分担、市の責任領域の明確化 (3) IT（情報通信技術）の活用によるサービスの向上 (4) 財政の健全化 (5) 広域行政の推進 2 市民とのパートナーシップに基づく市政運営 (1) 情報の共有化の推進 (2) 市民との協働の推進 3 職員の意識改革と組織体制の整備 (1) 人材育成の推進 (2) 人事管理制度の確立 (3) 組織・機構の見直し

3 推進計画、推進体制等

(1) 推進計画について

行政改革大綱に基づき策定する行政改革推進計画については、次の(2)の「推進項目の設定について」の考え方に基づいて、毎年度の新規項目の設定やローリング方式による見直しなどを行うとともに、P D C Aサイクルの手法による計画を実行します。



(2) 推進項目の設定について

推進項目については、次に掲げる考えを基本に項目の設定に当たります。

また、市民から見てわかりやすい取り組みとするため、検討期間や完了予定年度を明確にするとともに、可能な限り目標の数値化を図るなど、アウトカムの視点から成果を検証することができるものとします。

ア 市民ニーズをベースに、質の高い市民サービスを提供できるもの

イ 社会経済情勢が急速に変化する時代背景のなかで、市内外の変化に適応した姿（体制等）に変える必要があるもの

(3) 推進体制について

行政改革を着実に推進するために、庁内組織である行政改革推進本部を中心に全庁的な取り組みを図ります。さらに、行政改革の進行状況について、市民代表からなる行政改革推進委員会に適時報告し、さまざまな立場の視点から意見を求めるとともに、広報紙やホームページなどにより公表します。

4 計画期間

計画期間は、第6次東海市総合計画との整合性を図るため、平成26年度を初年度として、平成35年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化が急速に進む時代背景と地方自治体を取り巻く制度改革などに適切に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

第2 第6次東海市行政改革の基本方針

成熟社会と人口減少社会の進行をはじめ、社会経済情勢が急速に変化するなか、若い世代が夢と希望を将来につなぐことができるような10年、20年先のまちづくりを見据えた市民が望む「め^(注9)ざすまちの姿」の実現が求められています。

こうしたなかで、行政資源の再配分や地域資源を掘り起こすことによって、市民が豊かさや暮らしやすさを実感できる質の高いサービスを円滑に提供していくための行政の「質の改革」が必要となっていることから、次に掲げる三つの視点を基本に確実かつ迅速に改革を進めます。

1 質の高い市民サービスの提供

市民が必要とするサービスの選択と実施、社会経済情勢を見据えたサービスの提供及びサ^(注10)ービスの生産性の向上を目指した取り組みを進めます。

- (1) 市民目線に立った行政サービスの提供
- (2) わかりやすい行政運営の推進
- (3) 広域行政の推進

2 市民とのパートナーシップの構築

情報公開と迅速・適切な情報提供、市民の声の収集などにより、市と市民が情報を共有しながら、担うべき役割と責任を明確にして、相互理解と協働・共創によるまちづくりを進めます。

- (1) 市と市民との役割分担
- (2) 市民協働の推進

3 行政資源の最適化の推進

限られた行政資源を効率よく市政運営と質の高い市民サービスの提供に結びつけるために、組織・機構や職員が最大の効果を発揮できるシステムの構築を進めます。

- (1) 人材育成の推進
- (2) 健全な財政運営の推進
- (3) 組織・機構の適正化

【用語解説】

（注１）行政資源及び地域資源の最適化

行政資源とは、行政（地方自治体）がまちづくりのために投入する人、もの、金、情報などで、地域資源とは、自然資源のほか、特定の地域にある特徴的なものを資源として、活用可能な「もの」として捉え、人的・歴史的・文化的な資源を含む広義の総称です。

これらを最適に配分し、また、活用することによって、資源が最も効率よく市民サービスの向上などの行政活動の成果に結びつくことを「最適化」と表現します。

（注２）まちづくりの主体

本市が進めている「市民との協働・共創」の視点から、市民が望むまちづくりの実現のために、市と連携・協力して公共（的）サービスを担っていくことが期待されている市民、地域コミュニティ、市民活動団体（NPO）、企業などをいいます。

（注３）地域経営

市政運営全般において、市民、地域コミュニティ、市民活動団体（NPO）、企業などのまちづくりの主体の自発的活動や市民参画を促すとともに、各主体が得意な（公共）サービスを提供していくことによって、市民サービスと地域全体のサービス水準の向上や活性化を図る総合的な取り組みです。行政は、各主体とのパートナーシップを構築して、そのコーディネート役として新たな役割を持つこととなります。

（注４）成熟社会

これまでの物質万能主義ではなく、ひたすら量的拡大のみを追い求める経済成長やそれに支えられた大量消費社会のかわりに、高い水準の物質文明と共存しつつも、精神的な豊かさや生活の質の向上を最優先させるような、平和で自由な社会を指します。

（注５）質の改革

行政の「質」の要素としては、適切なサービス提供体制、総合的なサービスの提供、スピード感をもった政策の実施、事務事業の広域処理、電子行政などの新しい技術導入の継続、地域資源の掘り起こしや活用とネットワークの強化などが考えられます。これらについて、現状よりもワンランク上の水準にしていける取り組みを指しています。

（注６）ローリング方式

変化する社会経済情勢に柔軟に対応していくために、行政の実施計画などについて、毎年度修正や補完などを行うことで、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法です。

（注７）PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（評価）→ ACT（見直し、検討）の４段階のサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組みです。

（注８）アウトカム

行政資源の投入により、「何をしたか、何がどの程度できたか」というアウトプットだけでなく、「市民生活やまちづくりがどのように改善されたか」という成果を表す言葉です。特に政策評価においては、政策の到達点や成果を測るために「アウトカム指標」を設定して、「目標によ

る行政運営」の実現のために使われています。

（注 9）めざすまちの姿

第 6 次東海市総合計画において、本市のまちづくりの課題を踏まえて、五つの理念の基に位置づける 38 項目の目指すまちの姿です。

（注 10）サービスの生産性の向上

サービスの提供プロセス（必要性、効率性及び有効性の検証、組織権限の拡大等）、スピード（待ち時間の短縮、手続きの簡素化や迅速化等）及びアプローチ（職員の接遇のスキルアップ等）を向上させることを指します。